

## 平成28年度 東京都普通交付税の算定結果について

本日、平成28年度の普通交付税額が決定され、総務大臣から通知されましたので、お知らせします。

### <算定結果の概要>

○ 東京都は、昭和29年度の交付税制度発足以来引き続き、不交付団体となりました。

- ・普通交付税額は「基準財政需要額－基準財政収入額」で算定します。
- ・基準財政収入額が基準財政需要額を上回る場合（財源超過）、普通交付税は交付されません。
- ・基準財政需要額、基準財政収入額、及びその差額である財源超過額は、限られた地方交付税の総額を全国の自治体に配分するため、国の定める基準により理論値として算定された配分技術上の数字です。
- ・東京都の算定は、地方交付税法に基づき、道府県分と大都市分を合算し、東京都と特別区（23区）をあわせて1つの自治体とみなして行われます。
  - 道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの
  - 大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの
- ・道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、1兆1,436億円となりました。

(単位:億円)

区 分	28年度	27年度	増減額
基準財政収入額 A	47,154	45,152	2,001
道府県分	23,545	22,038	1,507
大都市分	23,609	23,115	494
基準財政需要額 B	35,717	35,745	△ 28
道府県分	19,800	19,924	△ 124
大都市分	15,917	15,821	96
財源超過額 A-B	11,436	9,407	2,029
道府県分	3,745	2,114	1,631
大都市分	7,691	7,293	398

注) 各計数は、原則として表示単位未満四捨五入のため、合計等に一致しないことがある。

<算定結果に対する東京都の考え方>

「財源超過額」をもって都に財源余剰があるかのような誤解があります。

しかし、

1 「基準財政需要額」は、そもそも自治体が提供するサービスの実態を表すものではありません。

2 「基準財政需要額」の算定は、大都市に不利な算定方法になっています。

このように、「基準財政需要額」は、都の実態を表すものではありません。

その数値を用いて算出された「財源超過額」をもって、都に余剰な財源があるという主張は妥当とは言えません。

(詳細は別紙参照)

<問い合わせ先>

財務局主計部財政課 電話 03-5388-2669

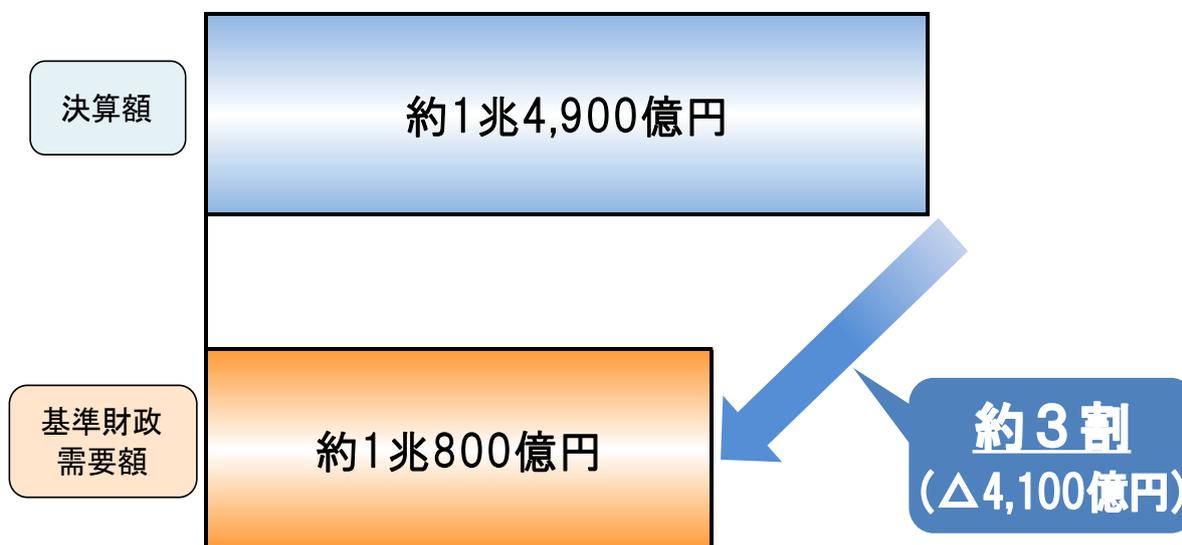
<参考> 算定結果に対する東京都の考え方

# 1 「基準財政需要額」は、そもそも自治体が提供するサービスの実態を表すものではありません

- 基準財政需要額は、あらかじめ決められた地方交付税総額を、全国の自治体に配分するために算定された理論値です
- 実際に都が提供しているサービスの実態と、理論値である基準財政需要額との間には、大きな乖離があります

<イメージ>

【都の福祉サービス関連経費(社会福祉費・衛生費等)における乖離】



※決算額は、基準財政需要額と対応させるため、一般財源額の75%としています  
決算額、基準財政需要額ともに、平成26年度の数値です

## 2 「基準財政需要額」の算定は、大都市に不利な算定方法になっています

### <上限値設定による基準財政需要額の割落とし>

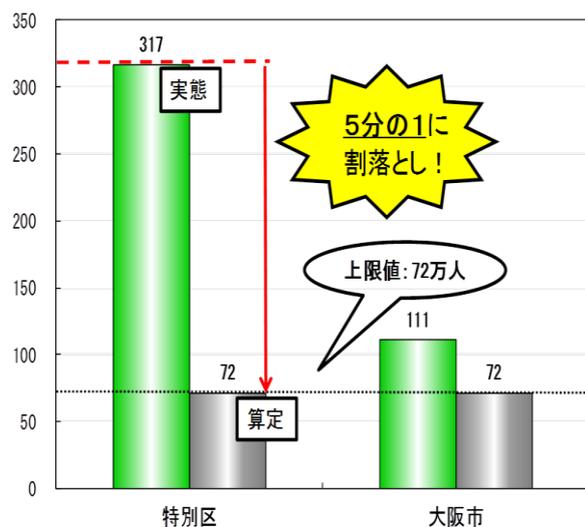
- 基準財政需要額の算定では、規模や特徴を示す数字に上限値が設けられており、都の需要額は不合理な割落としを受けています

#### 【平成 28 年度交付税算定における特別区の割落とし額】

項目	都の実態 (国勢調査・概要調書)	交付税算定に 用いる上限値	割落とし額
昼間流入人口（区部）	317万人	72万人	1,700億円
人口集中地区人口（区部）	895万人	273万人	2,270億円
土地価格（1㎡当たり）	35.5万円	16.0万円	250億円
合 計			4,220億円

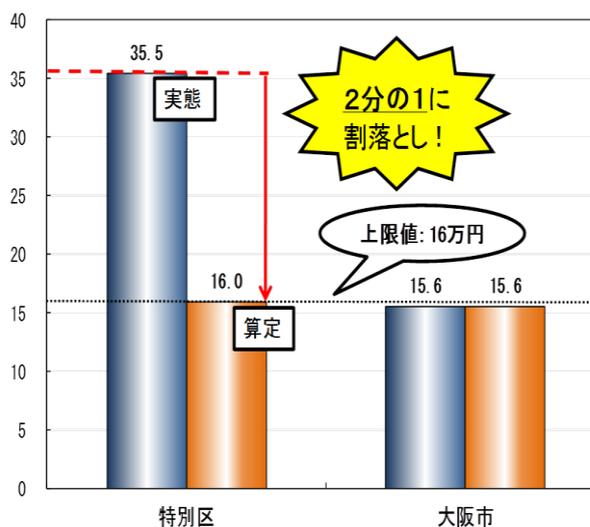
#### 【昼間流入人口の算定】

(単位：万人)



#### 【土地価格の算定】

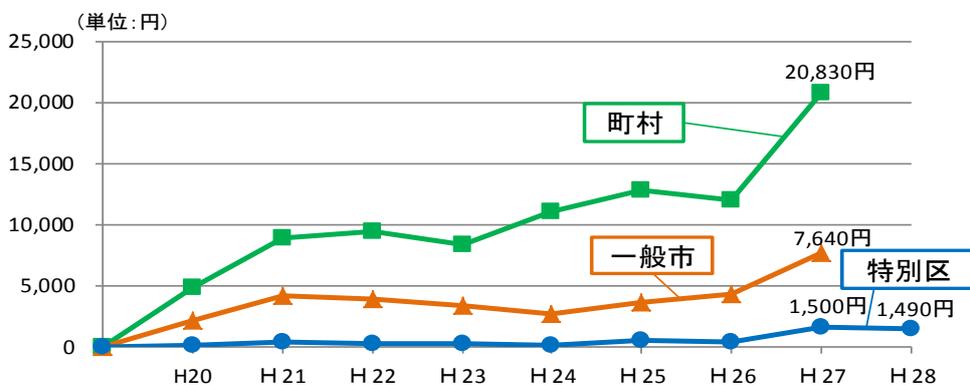
(単位：万円)



## <市町村に手厚い算定方法の導入>

- 平成 20 年度以降、市町村に重点的に配分することを目的とし、農業産出額や人口減少率などを指標とする、新たな費目(臨時費目)が導入されました
- この費目による算定では、一人当たり基準財政需要額について、特別区と町村との間に、著しい差が生じています

### 【人口一人当たり基準財政需要額の推移(臨時費目)】



### 【平成 27 年度人口一人当たり基準財政需要額(臨時費目)】

(単位:円)

	地域経済・雇用対策費	地域の元気創造事業費	人口減少等特別対策事業費	合計
町村	81倍 → 6,480	17倍 → 4,670	8倍 → 9,680	14倍 → 20,830
一般市	1,680	2,490	3,470	7,640
特別区	80	280	1,140	1,500

「基準財政需要額」は、都の実態を表すものではありません。  
 その数値を用いて算出された「財源超過額」をもって、都に余剰な財源があるという主張は妥当とは言えません。